

第4回 簡易水道運営委員会 会議録要旨

<日 時>令和元年10月11日(金) 13時30分~15時30分

<会 場>中標津町役場3階3・4号委員会室

<出席者>簡易水道運営委員 8名
事務局 7名

今回の運営委員会では、前回概ね合意された営農用の超過料金を70円増額する方法について、「複数年にわたる段階的な値上げ」や、「使用水量が多い利用者への割引等の配慮」などの意見を踏まえた資料に基づき議論を行いました。

簡易水道運営委員会としては、段階的な値上げが望ましいのではないかという考えでまとめる一方、農協関係者や、運営委員ではない郡部地区の連合会長などへの説明・公聴が必要だとし、町内2つの農業協同組合を会場として、これまでの議論の経緯など説明会を行うこととし、運営委員会は終了しました。

<会議結果報告>

1. 開 会 建設水道部長 挨拶

2. 議 事

報告 第1号 水道料金の改定について

(議長：簡易水道運営委員長、副議長：簡易水道運営副委員長)

口上下水道課業務係長より配布資料をもとに説明。

3. 質疑

☆議長

大口利用者への割引制度についてはどう考えているかお聞きしたい。

○委員

団体用や営業用には大口利用者の割引制度はないことから、今後、水道会計と会計が合体した際に、そこで議論が生まれるのではないかという懸念はある。

○副議長

おっしゃる通り、会計が合体したときに、営農用水だけスケールメリットがあったと知ったら、商業でも同じようにつくるべきではないかという意見が出てくる可能性はある。資料では、現在最も多く水を使用する農家で月1, 500 t、割引制度の影響額は60万円であり、果たして月1, 500 t程度使用する規模の農家で60万円の差が大きいのかどうかということがある。また、基金を積むことを考えると割引はないほうが良いと思う。現在、水道会計は基金が10億円程度あるが、簡水会計は基金がない状況であり、会計合体までに基金を積んでおくことが必要である。それは会計合体を結婚で例えれば、持参金なしでいいのかということである。

○委員

しかし、いきなり倍に値上げをするということ、自分の口から地元の農家に責任持って伝え

ることができると言われたら、伝えることができない。

☆議長

個人ではなかなか地元に説明するのは難しいので、委員会の中で決めたい一つの方向性を、事務局において別途説明会を開催し説明したいと考えるが、両農協としてはどのような考えか。

○委員

前回の委員会後に農協内部で協議をした結果、2点の要望が出た。農協組合員の各組織の代表者の方に対して、料金改定案について説明会を開催し、ヒアリングを行っていただくことが1点。2点目に、今回の料金改定は、上げ幅50%、つまり35円が組合員の納得できる値上げ幅の限度ではないかということ。

○委員

私としては料金が急に倍になるということを組合員に対して納得させられる説明ができない。自分たちがこの資料見ても、簡易水道が赤字であることが全くわからない中で、組合員に説明しても、当然全くわからないだろう。実際超過料金が倍になったら、自分のところはどのくらいの影響額になるのか、具体的な説明が必要。また、大口割引については、あった方がいいと思う。資料にあるように、最高で100万円程度上がる農家がいるが、その場合はボーリングにしようってなると思う。そうしたら簡易水道の大口使用者が段々減っていくのではないか。

農家の経営は家族経営を主流としたいというのはあるが、現実的には規模が拡大していつている状況であり当然水の使用量は増えていく。将来的に考えると、大口割引は必要だと考える。ただし、一般企業の大口使用者については年間どのくらいの使用量があるかわからないので、その使用者からみればなぜ営農用だけ割引があるのか疑問になるとは思う。それについては、町の基幹産業なのでと納得してもらえないのではないか。

○委員

実際、受益者の人たちに、こういった形で説明をするかは考えているのか。

☆議長

これから、委員のみなさんと検討したい。まずは、その説明会を行うために、委員会としての方向性を決めなければならないと考えている。

○委員

そうではあるが、最終的には町（事務局）から説明しないといけないと思う。我々から説明するのは限界があるが、農家に納得してもらうように丁寧に説明を重ねるしかない。

□事務局

料金改定までの流れとしては、まず諮問機関である委員会の答申を出すことが先となる。

ただし、委員会の中で各地域の意見を聞きたいということであれば、委員会としての一定の方向性を示したうえで、各地域の意見を聞いたのち、さらに委員会の中で議論し、最終的な答申を出していただく運びとなる。その後、町長へ答申して最終的には町長が判断するという流れ。料金を改定することになれば、条例改正となることから議会に諮ることとなる。また、その後説明会を行わなければならないので、答申後、実際の改定まで半年くらいは時間がかかる。ここでの説明会は、広く一般町民に対して行うものなので、委員会の中で行う説明会とは異なるものとなる。

☆議長

説明会を行う前段として、委員会としての一定の方向性はどうか。大口割引は設けるのか、年数かけて段階的な値上げとするのか。また、段階的な線引きは400tでいいか。第一回目の運営委員会からこれまでの議論や上下水道運営委員会の前回の議論を踏まえると、70円の値上げを、50円、35円にするということにはならないと考える。

○委員

委員長に一任したい。

☆議長

農家の方々が納得できる案として、2段階で値上げを行う案がいいかなと考えるが。

□事務局

値上げの方法についての議論も必要だが、基金を1億5,000万円積まないと、災害時に十分な対応ができなくなるということについても議論をいただきたいところ。

○副議長

1億5,000万円の基金を積むことは重い課題であることに違いない。ただし、説明会を行うにあたって話の流れ的には、基金を1億5,000万円積むためには70円一気に値上げするのが良いが、少しでも負担減になるよう段階的な値上げ案があるという流れの方が、理解を得られるのではないかと。さらに今後に向けて、基金を積むという課題を残すくらいの方が説明の仕方としてはよいのではないかと。

☆議長

委員長として決断するのは荷が重いですが、受益者の負担増を少しでも抑えたいという意味では、段階的な値上げがよいと考える。一気に倍になるというのはどう考えても無理があり、いかんせん受益者の理解を得られなくてはならないので、段階的に値上げる方向でよろしいかと。

○委員

はい。

☆議長

結論を出すのは非常に厳しい問題だが、農家の意見を聞きながら改善する点があれば、また議論していきたい。説明会については、この資料を下に、事務局において委員会で議論した内容を含めて説明してもらう方が、我々が説明するより良いと思う。説明会の場についてどのように設けるか考えているところ。農協の会合等に併せてというのもあるが、なかなかそのような場で、この問題も協議するのは難しい。自分の考えとしては、両農協ごとに各団体、地域の代表者を集めて、料金改定の説明会を行う場を設けてはどうかと。

○委員

そうですね。農協としては地区別懇談会のときにとも考えたが、4日間ある。4日間も事務局側に説明しに来ていただくのは大変であることを考えたら、個別に説明会を開催し、各団体の代表者なりにお集まりいただいた方がいいのではないかと。

☆議長

時期的にはいつごろまでに開催した方がよいか。

□事務局

遅くとも11月中には必要。

○委員

またそこで各団体の代表者を集めての説明会となると、参加した代表者の方は団体に対して、説明会の内容をさらに説明しなければいけない責務を負うことになるが。

○委員

仮に全組合員さんに案内したとしても、恐らくそれほど集まらないと思う。

○委員

集まらなくても、全員に連絡するということが大事。

☆議長

全組合員に文書なりで案内し、協議する場を設けた方がよいか。

○委員

全組合員に「水道料金を、70円から140円に値上げを検討します」って通知すれば、興味のある組合員は出席するだろう。

○委員

その場合、値上げについて上がったら困るって人は来るだろうし、仕方ないかって人はこないだろうし。それでなければ、代表者が組織へ説明することはできないと思う。

○委員

文書の差出人は、上下水道課と簡易水道運営委員会委員長の連名で送付する形になるのでは。

○委員

それしかないのではないか。代表者で集まってそれを各地域に下ろすっていうのはできないと思う。

☆議長

日程と場所についてだが、場所は農協の会議室で良いか。

○委員

はい。

○委員

場所と日程は、事務局と両農協で調整してほしい。

○委員

午後開催だと遅くて来たがらない人もいるので、集まりやすい時間は午前中の10時くらいが望ましい。

☆議長

では、そのような形で進めて行くということによろしいか。事務局と農協に日程調整等よろしく願います。

5. 閉会

(了)

(言葉の言い回し、語尾や表現を統一するなど、内容が変わらない範囲で事務局にて一部修正しております)